

許可番号 3 6 2 0 0 0 4 4 1 6

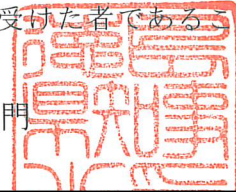
産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県徳島市不動東町 3 丁目 9 0 2 番地の 2

氏 名 岸 小三郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証明する。
第 1 4 条の 2 第 1 項

徳島県知事 飯泉 嘉門



許可の年月日 令和 2 年 8 月 1 1 日

許可の有効年月日 令和 7 年 5 月 3 0 日

この許可証の写しはサンプルであり、
証明に用いることはできません

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却、沈殿分離）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

焼却：汚泥（有機性に限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、動物の死体、令第 2 条第 1 3 号廃棄物（死亡牛専用の化製処理ラインから発生する産業廃棄物である肉骨粉に限る。）

（以上 1 6 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

沈殿分離：廃油

（以上 1 種類、特別管理産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

- (1) 腐敗性のある廃棄物は事業場内に保管せず、即日処分すること。
- (2) 焼却炉の能力を超える量の産業廃棄物の焼却は行わないこと。
- (3) 焼却炉からの悪臭及びばいじんの排出防止のため、適正に二次バーナーを使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類：汚泥、廃プラスチック類、産業廃棄物（その他）の焼却施設

設 置 場 所：徳島県徳島市不動本町3丁目1654番地1

設置年月日：令和2年3月16日

処 理 能 力：

90.0 t / 日 【1基当たり30.0 t / 日（24時間）×3基，1.25 t / h × 3基】

医療系廃棄物 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

廃プラスチック類 44.4 t / 日（24時間） 1.851 t / h

ゴムくず 44.4 t / 日（24時間） 1.851 t / h

紙くず 71.4 t / 日（24時間） 2.985 t / h

繊維くず 81.3 t / 日（24時間） 3.399 t / h

木くず 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

汚泥＋医療系廃棄物 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

動物の死体＋医療系廃棄物 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

動植物性残さ＋医療系廃棄物 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

動物系固形不要物＋医療系廃棄物 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

動物のふん尿＋医療系廃棄物 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

令第2条第13号廃棄物（廃肉骨粉） 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

廃油 600ℓ / 日（24時間）

廃酸 600ℓ / 日（24時間）

廃アルカリ 600ℓ / 日（24時間）

すべての産業廃棄物の混合燃焼 90.0 t / 日（24時間） 3.75 t / h

（医療系廃棄物は、感染性産業廃棄物を含む。）

許可年月日：令和2年3月16日

許可番号：1031

種 類：廃油の沈殿分離施設

設 置 場 所：徳島県徳島市不動本町3丁目1706番地2

設置年月日：平成11年6月

処 理 能 力：50 t / 日

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年3月31日	新規許可
平成12年5月31日	更新許可
平成14年2月15日	許可証書換
平成14年12月2日	変更届出（焼却炉の変更）
平成16年4月30日	変更許可（13号廃棄物の追加）
平成17年5月31日	更新許可
平成22年7月1日	更新許可
平成25年9月24日	変更届出（焼却炉の変更）
平成25年10月4日	変更許可（動物のふん尿の追加）
平成27年7月10日	更新許可
令和元年12月26日	変更届出（焼却炉の使用方法の変更）
令和2年5月28日	変更届出（焼却炉の能力の変更）
令和2年8月11日	更新許可

以下余白